

まんのう町週休2日工事実施要領を次のように定める。

令和8年6月26日

まんのう町長 栗田 隆義

まんのう町告示第105号

まんのう町週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の現場閉所により週休2日を確保する完全週休2日(土日)工事の推進に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 町が発注する全ての工事を完全週休2日(土日)工事とする。

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者が事前に対象外としている期間は含まない。

(休工の定義)

第4条 この要領において、休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(休工日の確保)

第5条 完全週休2日(土日)工事における休工日の確保は次のとおりとする。

(1) 受注者は、原則として、第3条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合は、この限りでない。

(2) 受注者は、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うことができる。

(3) 受注者は、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日または日曜日と振替を行うことができる。

(入札公告等における記載)

第6条 発注者は、入札公告等に完全週休2日(土日)工事であることを明示するとともに、特記仕様書に記載するものとする。

(工事着手前の協議)

第7条 受注者は、工事着手日までに、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に、完全週休2日(土日)工事である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の報告)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に理由、振替対応の有無及び振替日を口頭により工事監督員へ報告しなければならない。

(作業予定日を休工とする場合の措置)

第10条 受注者は、作業予定日を休工とする場合は、事前に理由、振替対応の有無及び振替日を口頭により工事監督員へ報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第11条 受注者は、休工日の確保状況を定期的に工事監督員に報告するとともに、竣工書類提出時に工期内における休工日の確保状況を報告しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組)

第12条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、同日以降において町が発注する工事に適用する。